



山形県公報

平成21年4月1日(水)

号 外(13)

目 次

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....	(人 事 課) ... 1
職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則.....	(同) ...23
知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....	(同) ...24
地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	(同) ...同
地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則.....	(同) ...同

訓 令

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令.....	(同) ...25
山形県職員服務規程の一部を改正する訓令.....	(同) ...26
山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....	(同) ...同
附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令.....	(同) ...28
山形県職員研修規程の一部を改正する訓令.....	(同) ...30

告 示

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程.....	(同) ...31
------------------------------	-------------

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第33号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

「第1款 部の分掌事務

第1款の2 危機管理室の分掌事務

第2款 課室の分掌事務

目次中 第1目 総務部各課の分掌事務 を

第2目 政策推進部各課の分掌事務

第3目 文化環境部各課室の分掌事務」

「第1款 部等の分掌事務

第1款の2 子ども政策室の分掌事務

第1款の3 危機管理室の分掌事務

第1款の4 総合政策室の分掌事務 に、「第2節 総合支庁」を

第2款 課の分掌事務

第1目 知事直轄の組織各課の分掌事務

第2目 総務部各課の分掌事務

第3目 文化環境部各課の分掌事務」

「第2節 総合支庁

第2節の2 知事直轄の組織所管の出先機関

第1款 福祉相談センター

第2款 児童相談所

第3款 乳児院 に、

第4款 朝日学園

第5款 婦人相談所

第6款 金谷寮」

「第4節 文化環境部所管の出先機関

第1款 県民会館

第2款 米沢女子短期大学 を「第4節 文化環境部所管の出先機関」に、

第3款 環境科学研究センター」

「第2款 保健医療大学

第3款 削除

第4款 福祉相談センター

第5款 児童相談所

第6款 乳児院 を「第2款から第9款まで 削除」に改める。

第7款 朝日学園

第8款 婦人相談所

第9款 金谷寮」

第4条中「部」を「知事直轄の組織、部」に改める。

第8条の見出しを「(部等)」に改め、同条中「山形県部設置条例」を「山形県部等設置条例」に、「の定める」を「第2条の定める」に、「部は」を「部等は」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 知事直轄の組織

(2) 総務部

第8条の2を次のように改める。

(室)

第8条の2 知事直轄の組織に子ども政策室を置く。

2 総務部に危機管理室及び総合政策室を置く。

第9条の見出し中「、室」を削り、同条第3項の表を次のように改める。

課名	課内室名	係・担当名
秘書広報課	広報室	報道担当、広報担当
文化振興課	県民活動推進室	
	国際室	旅券係
環境企画課	地球温暖化対策室	
	環境保全室	
保健薬務課	健康やまがた推進室	健康栄養担当、がん対策担当
工業振興課	産業立地室	

商業経済交流課	商業活性化推進室	
雇用労政課	産業人材育成室	産業人材育成担当、職業能力開発担当
農政企画課	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当
新農業推進課	県産米ブランド戦略室	生産戦略担当、販売戦略担当、コミュニケーション戦略担当
生産技術課	水産室	
管理課	県土づくり推進室	企画担当、県土づくり担当、土地政策担当、調整担当
	用地室	
交通政策課	空港港湾室	空港担当、港湾担当
都市計画課	下水道室	流域下水道担当、公共下水道担当
道路課	保全整備室	道路環境担当、国道・市町村道・橋梁 ^{りょう} 担当、地方道担当
	高速道路整備推進室	
河川砂防課	砂防・災害復旧室	砂防事業担当、災害復旧担当、災害経理担当
建築住宅課	営繕室	営繕担当、営繕設備担当

第9条中第3項を第5項とする。

第9条第2項の表生活安全調整課の項中「危機管理担当、消費生活担当、安全安心なまちづくり推進担当」を「危機管理・国民保護対策担当、消費者行政推進担当、防犯まちづくり推進担当」に改め、同表食品安全対策課の項中「企画・食品衛生担当」を「食品衛生企画担当」に改め、同表総合防災課の項中「国民保護対策担当、消防担当」を「消防・保安担当」に改め、同条中第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 総務部総合政策室に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

課名	係・担当名
政策企画課	庶務係、調整担当、企画・計画推進担当
地域政策課	地域政策担当
情報企画課	情報企画担当、電子県庁企画担当、電子県庁システム調整担当、給与システム担当、業務企画・開発担当
統計企画課	庶務係、統計利用推進担当、政策統計担当、生活統計担当、経済統計担当

第9条第1項中「及び室」を削り、同項の表中

課・室名	係・担当名
総務課	庶務係、調整担当、法令係、文書管理係

を

課名	係・担当名
秘書広報課	秘書担当、調整担当、広聴担当

に改め、同表総務部の項中

「給与管理係、企画担当」を「給与管理係、人材育成担当」に、

「行政経営改革課」を

を

「行政改革課」

に、「集中改革プラン推進担当」を「行政改革担当」に改め、同表中

	管財課	庶務係、県有財産管理担当、施設管理係
	税政課	庶務係、企画・納税担当、課税担当、税務電算開発担当
政策推進部	政策企画課	庶務係、調整担当、企画・計画推進担当
	市町村支援課	庶務係、行政担当、財政係、理財係、税政係
	情報企画課	情報企画担当、電子県庁企画担当、電子県庁システム調整担当、給与システム担当、業務企画・開発担当
	統計企画課	庶務係、企画担当、解析担当、生活統計担当、経済統計担当
	県民文化課	庶務係、企画調整担当、文化振興担当

を

	文書課	法令係、公益法人担当、文書管理係、情報公開担当
	管財課	庶務係、県有財産管理担当、施設管理係
	税政課	庶務係、企画・納税担当、課税担当、税務電算開発担当
	市町村支援課	庶務係、行政担当、財政係、理財係、税政係
	文化振興課	庶務係、企画調整担当、文化振興担当

に、

	みどり自然課	自然環境担当、環境影響評価担当、温泉保全係、施設整備担当、みどり環境担当
	女性青少年政策室	男女共同参画担当、少子化対策担当、青少年対策担当

を

	みどり自然課	自然環境担当、環境影響評価担当、温泉保全係、施設整備担当、みどり環境担当
--	--------	--------------------------------------

に改め、同表

健康福祉部の項中「地域医療・医師確保担当」を「医務担当、地域医療対策担当、医師確保対策担当」に、

「

長寿社会課	庶務係、高齢企画担当、事業サービス担当、国保指導担当
児童家庭課	庶務係、児童養護担当、保育育成担当、母子福祉担当、母子保健担当

」を

「

地域福祉課	地域福祉担当、援護恩給担当、保護担当、医療保険担当
長寿社会課	庶務係、高齢企画担当、高齢福祉推進担当、介護指導担当、事業指導担当

」に改め、同表商工労働観光部

の項中「自動車・航空機産業担当、企業振興担当」を「ものづくり振興担当」に、

「

まちづくり商業担当、国際経済担当、物流戦略担当	を	国際経済担当、物流戦略担当、ブランド戦略担当	に、「企
-------------------------	---	------------------------	------

」

画・物産振興担当」を「観光企画担当」に、「広域観光担当」を「国際観光担当」に、「産業人材育成担当、就業促進担当」を「雇用対策担当」に改め、同表農林水産部の項中

「

農政企画課	庶務係、企画担当、事業推進担当、新農業推進担当	を
農政企画課	庶務係、企画調整担当、事業推進担当	に、「農業経営支援担当」を
新農業推進課	総合戦略担当、流通推進担当、農業ビジネス推進担当、食育・地産地消担当	

」

「構造政策担当、農業経営支援担当」に、「稲作農産担当、園芸振興担当、水産振興担当」を「温暖化技術担当、稲作農産担当、園芸振興担当」に、

「

エコ農業推進課	企画担当、エコ農業推進担当、技術調整担当	を
エコ農業推進課	企画担当、エコ農業推進担当、技術調整担当	に改め、
畜産課	畜産振興担当、自給飼料担当、衛生担当	

」

同表土木部の項中 「交通企画担当」 を 「交通企画担当、物流性能対策担当」 に、「河川整備担当、河川

管理・災害情報担当、ダム整備管理担当」を「河川管理・災害情報担当、河川整備・ダム担当」に、「まちなか居住担当」を「企画担当」に、「建築防災担当」を「建築物耐震化担当」に改め、同条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事直轄の組織に置く子ども政策室に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

課 名	係 ・ 担 当 名
子育て支援課	庶務係、子ども政策担当、子育て支援担当、保育育成担当
子ども家庭課	児童養護担当、母子福祉担当、母子保健担当
女性青少年課	男女共同参画担当、青少年対策担当

「第1款 部の分掌事務」を「第1款 部等の分掌事務」に改める。

第2章第2節第1款中第12条の前に次の1条を加える。

(知事直轄の組織の分掌事務)

第11条の2 知事直轄の組織の分掌事務は、山形県部等設置条例の定めるところにより、次のとおりである。

- (1) 子育て支援その他の少子化対策に関する事項
- (2) 児童養護、母子保健及び母子福祉に関する事項
- (3) 青少年対策及び男女共同参画に関する事項

第12条中「山形県部等設置条例」を「山形県部等設置条例」に改め、同条第1号中ホを又とし、二をりとし、八を二とし、二の次に次のように加える。

- ホ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- ヘ 地域振興に関する事項
- ト 情報化の推進に関する事項
- チ 統計に関する事項

第12条第1号中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項

第12条第2号を削り、同条第3号イ中「及び」を「、県民活動及び」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、同号を同条第2号とし、同条中第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第2節第1款の2中第12条の2を第12条の3とする。

第2章第2節中第1款の2を第1款の3とし、第1款の次に次の1款を加える。

第1款の2 子ども政策室の分掌事務

(子ども政策室の分掌事務)

第12条の2 子ども政策室の分掌事務は、第11条の2各号に掲げる事項とする。

第2章第2節第1款の3の次に次の1款を加える。

第1款の4 総合政策室の分掌事務

(総合政策室の分掌事務)

第12条の4 総務部総合政策室の分掌事務は、県行政の総合的な企画及び調整に関する事項、地域振興に関する事項、情報化の推進に関する事項並びに統計に関する事項とする。

「第2款 課室の分掌事務」を「第2款 課の分掌事務」に改める。

第2章第2節第2款中第2目を削る。

第13条第1項中「を含む」を「及び総合政策室各課を含む」に改め、同項第1号中「総務課」を「秘書広報課」に改め、同号中トからナまでを削り、同項第2号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、同号又中「行政経営改革課」を「秘書広報課、行政改革課及び文書課」に改め、同号中ヌをルとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 部長会議に関する事

第13条第1項第3号中「行政経営改革課」を「行政改革課」に改め、同項第10号中ホを削り、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをりとし、ルを又とし、ヲをルとし、ワをヲとし、同号を同項第12号とし、同項中第9号を第11号とし、同項第8号中ヲをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、同号リ中「食品安全対策課及び総合防災課」を「総務部危機管理室内」に改め、同号中リをヲとし、チをルとし、トを又とし、同号へ中「安全で」を「犯罪のない安全で」に改め、同号中ヘをりとし、ホをチとし、同号二中「家庭用品の品質表示の適正化及び消費生活用品の安全性の確保」を「消費者の契約の適正化」に改め、同号中二をトとし、八をへとし、ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 特定商取引及び割賦販売の適正化に関する事

ホ 不当な景品及び表示の防止に関する事

第13条第1項第8号イの次に次のように加える。

ロ 国民保護に関する事

第13条第1項中第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 市町村支援課

- イ 市町村その他地方公共団体の行財政一般の助言に関する事
- ロ 市町村税に関する事
- ハ 地方交付税(県分を除く。)に関する事
- ニ 市町村振興資金貸付に関する事

- ホ 市町村総合交付金に関すること
- ヘ 市町村債に関すること
- ト 市町村職員共済組合に関すること
- チ 行政書士に関すること
- リ 住居表示に関すること
- ヌ 市町村の土地開発公社に関すること
- ル 自衛官の募集に関すること
- ヲ 県選挙管理委員会に関すること

第13条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 文書課

- イ 法令及び重要文書の審査並びに整理に関すること
- ロ 条例、規則その他の規程及び諸令達の公布に関すること
- ハ 争訟に関する事務の連絡調整に関すること
- ニ 公益法人の指導及び監督事務の総括に関すること
- ホ 文書及び物件(郵送に係るものに限る。)の收受及び発送に関すること
- ヘ 公印の管理に関すること
- ト 文書の編さん及び保存に関すること
- チ 文書の印刷機による浄書に関すること
- リ 県公報の編集発行に関すること
- ヌ 官報報告に関すること
- ル 処分、行政指導及び届出の手續に関すること
- ヲ 県政に関する情報の公開に関すること
- ワ 個人情報の保護に関すること
- カ 行政資料の整備及び活用に関すること
- コ 知事の資産等の公開に関すること

第13条第1項に次の4号を加える。

(13) 政策企画課

- イ 重要施策の総合調整、促進及び進行管理に関すること
- ロ 総合発展計画に関すること
- ハ 東北圏広域地方計画に関すること
- ニ 知事会に関すること
- ホ 地域政策課及び情報企画課の庶務に関すること
- ヘ 総務部総合政策室内の連絡調整に関すること
- ト その他総務部総合政策室の分掌事務で地域政策課、情報企画課及び統計企画課の所掌に属しないものに関すること

(14) 地域政策課

- イ 離島、辺地及び過疎地域の振興対策その他の地域振興対策の推進に関すること
- ロ 雪対策に関すること
- ハ 電源立地地域対策及び水源地域対策に関すること

(15) 情報企画課

- イ 情報化に関する施策の総合企画及び調整に関すること
- ロ 地域情報化の推進に関すること
- ハ 行政の情報化の推進に関すること
- ニ 県基幹高速通信ネットワークの管理及び運営に関すること
- ホ 大型汎用コンピュータの管理及び運営に関すること
- ヘ 情報処理システムの開発及びその支援に関すること
- ト 職員の人事、給与及び福利厚生に係る情報処理システムの運用管理に関すること

(16) 統計企画課

- イ 統計に関する事務の総合企画に関すること
- ロ 統計調査の実施及び公表に関すること

- 八 各種社会経済指標の作成に関する事
- 二 政策課題に係る統計分析に関する事
- ホ 統計情報の提供及び利用推進に関する事

第13条第2項を次のように改める。

- 2 秘書広報課の分掌事務のうち前項第1号口に掲げる事務は、広報室で所掌する。

第2章第2節第2款第1目中第13条を第14条とし、同款中第1目を第2目とし、同目の前に次の1目を加える。

第1目 知事直轄の組織各課の分掌事務

(知事直轄の組織各課の分掌事務)

第13条 知事直轄の組織各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 子育て支援課

- イ 少子化対策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 児童の健全育成に関する事
- ハ 保育対策に関する事
- ニ 保育士に関する事
- ホ こども館の管理に関する事
- ヘ 子ども政策室内の庶務に関する事
- ト 子ども政策室内の連絡調整に関する事
- チ その他子ども政策室の分掌事務で子ども家庭課及び女性青少年課の所掌に属しないものに関する事

(2) 子ども家庭課

- イ 児童委員に関する事
- ロ 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事
- ハ 要保護児童の福祉に関する事
- ニ 母子及び寡婦福祉に関する事
- ホ 婦人保護に関する事
- ヘ 配偶者からの暴力による被害者の保護に関する事
- ト 母子保健に関する事
- チ 母体保護に関する事
- リ 乳幼児等及び母子家庭等の医療の給付に関する事
- ヌ 福祉相談センター、児童相談所、乳児院、朝日学園、婦人相談所及び金谷寮に関する事

(3) 女性青少年課

- イ 女性に関する施策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 男女共同参画社会の形成に関する施策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ハ 青少年健全育成の総合企画、調整及び推進に関する事
- ニ 青少年の非行防止及び事故防止に関する事
- ホ 男女共同参画センターの管理に関する事

「第3目 文化環境部各課室の分掌事務」を「第3目 文化環境部各課の分掌事務」に改める。

第15条(見出しを含む。)中「文化環境部各課室」を「文化環境部各課」に改め、同条第1項第1号中「県民文化課」を「文化振興課」に改め、同号ル中「及び女性青少年政策室」を削り、同号中ワを削り、同号カ中「郷土館」を「県民会館、郷土館」に改め、同号中カをワとし、同号ヨ中「他課室」を「他課」に改め、同号中ヨをカとし、同項第2号ホ中「米沢女子短期大学」を「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学」に改め、同号ヘを削り、同項第6号を削り、同条第2項中「県民文化課」を「文化振興課」に改め、「、学術振興課の分掌事務のうち同項第2号へに掲げる事務は大学法人整備室で」を削る。

第16条第1項第1号中ロからニまでを削り、ホをロとし、ヘをハとし、トをニとし、チをホとし、リをヘとし、ヌからワまでを削り、カをチとし、チの前に次のように加える。

ト 地域福祉課の庶務に関する事

第16条第1項第1号ヨ中「及び保健医療大学」を削り、同号中ヨをリとし、タをルとし、ルの前に次のように加える。

ヌ 公立大学法人山形県立保健医療大学に関する事

第16条第1項中第3号を削り、同項第2号中ハを削り、ニをハとし、ホ及びヘを削り、トをニとし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域福祉課

- イ 地域福祉に関すること
- ロ 社会福祉事業に関すること(他課で所掌するものを除く。)
- ハ 生活保護に関すること
- ニ 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること
- ホ 引揚者及び未帰還者等の援護に関すること
- ヘ 戦没軍人軍属等の弔慰及び追悼に関すること
- ト 旧軍人軍属の恩給に関すること
- チ 国民健康保険に関すること
- リ 後期高齢者医療制度に関すること

第16条第1項第4号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

- ト 重度心身障がい(児)者の医療の給付に関すること

第16条第1項第5号ロ中「老人保健に係る医療等以外の」を削り、同条第2項中「健康福祉企画課の分掌事務のうち前項第1号ロからニまで及びヌからワまでに掲げる事務は地域福祉・援護室で、長寿社会課の分掌事務のうち同項第2号ニに掲げる事務は介護・予防支援室で、」を削り、「同項第5号イ」を「前項第5号イ」に改める。

第17条第1項第1号ル中「情報サービス業その他」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 商業経済交流課

- イ 中心市街地活性化対策の総合調整及び推進に関すること
- ロ 商業振興の企画及び推進に関すること
- ハ 商業に係る中小企業の高度化の促進に関すること
- ニ 大規模小売店舗の立地に関すること
- ホ 小売商業の調整に関すること
- ヘ 経済交流の促進に関すること
- ト 物流活性化に関すること
- チ 県産品の品質及び価値の向上並びに販路開拓に関すること

第17条第1項第4号へ中「及び販路開拓」を削り、同項第5号中ルをヲとし、同号ヌ中「就業促進及び雇用対策」を「産業人材の育成」に改め、同号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

- ト 就業促進及び雇用対策に関すること

第17条第2項中「同項第3号ヲ」を「同項第3号イ、ロ、ニ及びホ」に、「ブランド戦略推進室」を「商業活性化推進室で、雇用労政課の分掌事務のうち同項第5号チからヲまでに掲げる事務は産業人材育成室」に改める。

第18条第1項第1号中ハからヌまでを削り、ルをハとし、ヲをニとし、ワをホとし、同号カ中「経営安定対策課」を「新農業推進課及び経営安定対策課」に改め、同号中カをへとし、ヨをトとし、タをチとし、レをリとし、同項第6号を第8号とし、同項第5号イ中「(生産技術課で所掌するものを除く。)」を削り、同号中キをノとし、ウをキとし、ムをウとし、ラをムとし、同号ナ中「(生産技術課で所掌するものを除く。)」を削り、同号中ナをラとし、ネの次に次のように加える。

- ナ 水田畑地化振興対策事業の総合企画、調整及び推進(生産技術課で所掌するものを除く。)に関すること

第18条第1項第5号を第7号とし、同項第4号中トからヨまでを削り、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 畜産課

- イ 畜産の振興に関すること
- ロ 家畜、家きん及びみつばちの改良増殖に関すること
- ハ 牧野及び飼料に関すること
- ニ 家畜衛生に関すること
- ホ 動物用医薬品に関すること
- ヘ 獣医師及び家畜人工授精師に関すること
- ト 地方競馬に関すること
- チ 畜産物の流通改善及び価格安定化対策に関すること
- リ 家畜商に関すること

第18条第1項第3号ワ中「総合企画、調整及び推進」を「計画」に改め、同号中カを削り、ヨをカとし、タをヨ

とし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、同号ム中「の庶務」を「及び畜産課の庶務」に改め、同号中ムをラとし、ウをムとし、同号を同項第4号とし、同項第2号中ヌをヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホとトとし、ニをへとし、ハの次に次のように加える。

ニ 農地及び採草放牧地の権利移転及び転用の制限に関すること

ホ 農地、採草放牧地及び未墾地の利用関係の調整に関すること

第18条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 新農業推進課

イ 農業の総合産業化に係る総合企画、調整及び推進に関すること

ロ 農畜産物及び水産物の流通対策の総合調整に関すること

ハ 園芸作物及び特用作物の加工利用及び価格安定対策に関すること

ニ 卸売市場に関すること

ホ 食農連携の促進に関すること

ヘ 農産加工の推進に関すること

ト グリーン・ツーリズムの推進に関すること

チ 食育の推進に関すること

リ 地産地消の推進に関すること

ヌ 県産米のブランド化の推進に関すること

第18条第2項を次のように改める。

2 農政企画課の分掌事務のうち前項第1号ハからホまでに掲げる事務は団体検査指導室で、新農業推進課の分掌事務のうち同項第2号ヌに掲げる事務は県産米ブランド戦略室で、生産技術課の分掌事務のうち同項第4号カからナまで及びムに掲げる事務(ムに掲げる事務にあつては、水産試験場及び内水面水産試験場に関することに限る。)は水産室で所掌する。

第19条第1項第3号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 物流基盤の能力向上に関すること

第19条第2項中「へからルまで」を「トからヲまで」に改める。

第23条中「各部」を「知事直轄の組織、各部」に、「当該」を「当該知事直轄の組織、」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「保健支援係」を「保健支援担当」に、「維持調査担当、河川工事担当」を「維持調査・河川工事担当」に改め、同表最上総合支庁の項中「企画・地域づくり担当」を「企画環境担当、地域づくり担当」に改め、同表置賜総合支庁の項中「企画調整担当、」を削り、「経理係、審査出納担当」を「審査出納担当」に、「調整担当、企画担当」を「企画調整担当」に改め、同表庄内総合支庁の項中「ランドデザイン推進担当、地域政策調整担当」を「企画調整担当、地域政策担当」に、「企画調整担当」を「感染症対策担当、健康企画・調整担当」に、

地域保健予防課	健康対策担当、精神保健福祉担当、感染症予防担当	を
福祉課	管理係、企画係、指導係、福祉担当	

地域保健福祉課	地域福祉支援担当、生活福祉支援担当、高齢者介護支援担当、障がい者支援担当	に、「地域産業
---------	--------------------------------------	---------

政策担当」を「産業企画担当、商工労政担当」に、「振興普及担当」を「振興普及担当、漁港整備担当」に改め、同条第3項の表最上総合支庁の項中

最上小国川ダム建設室	を	最上小国川ダム建設室	設計担当、工事担当	に改め、同表庄内総合支庁の
------------	---	------------	-----------	---------------

項中	総務企画部	総務課	出納室	を
----	-------	-----	-----	---

総務企画部	総務課	出納室	
保健福祉環境部	地域保健福祉課	子ども家庭支援室	

に改める。

第33条第3号中カを削り、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、同号ソ中「安全で」を「犯罪のない安全で」に改め、同号中ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、ムをラとする。

第34条第1号中「及び福祉課」を「福祉課及び地域保健福祉課」に改め、同号中ソをラとし、レの次に次のように加える。

- ソ 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること（地域保健福祉課に限る。）
- ツ 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること（地域保健福祉課に限る。）
- ネ 母体保護に関すること（地域保健福祉課に限る。）
- ナ 難病患者の支援に関すること（地域保健福祉課に限る。）

第34条第3号に次のように加える。

- ケ 生活習慣病、感染症、特定疾患その他特殊の疾病に関すること（庄内総合支庁に限り、地域保健福祉課で所掌するものを除く。）
- フ 老人保健に関すること（庄内総合支庁に限る。）
- コ 健康づくり及び体力づくりの推進に関すること（庄内総合支庁に限る。）
- エ 栄養改善に関すること（庄内総合支庁に限る。）
- テ 公害に係る健康の調査及び対策に関すること（庄内総合支庁に限る。）
- ア 栄養士に関すること（庄内総合支庁に限る。）
- サ 介護予防に関すること（庄内総合支庁に限り、地域保健福祉課で所掌するものを除く。）

第35条第1号り中「こと」を「こと（貸金業者登録簿の閲覧に関することに限る。）」に改める。

第36条第1号中タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

- ト 景観の形成に関すること（建築課で所掌するものを除く。）

第36条第5号中ホを削る。

第3章第2節の次に次の1節を加える。

第2節の2 知事直轄の組織所管の出先機関

第1款 福祉相談センター

（設置）

第38条の2 中央児童相談所、婦人相談所、金谷寮、身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所の事務を総括するため、山形県福祉相談センターを山形市に置く。

（内部組織）

第38条の3 福祉相談センターに次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

課 名	係 ・ 担 当 名
総務企画課	総務係
児童緊急対策課	
相談判定課	相談判定担当、婦人相談担当
更生課	
地域指導課	

保護課	
-----	--

第2款 児童相談所

(名称、位置及び管轄区域)

第38条の4 設置条例第4条の規定により置かれた児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
山形県中央児童相談所	山形市	山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡
山形県庄内児童相談所	鶴岡市	鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡

(所務)

第38条の5 児童相談所は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 市町村の児童の福祉についての相談、調査及び指導の実施に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助に関すること
- (2) 児童の福祉についての相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること
- (3) 児童の福祉についての調査、判定、指導及び援助並びに児童の一時保護に関すること

(内部組織)

第38条の6 庄内児童相談所に庶務係、相談判定担当、地域指導担当及び一時保護担当を置く。

第3款 乳児院

(名称及び位置)

第38条の7 山形県立児童福祉施設設置条例（昭和39年3月県条例第16号）により置かれた乳児院の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名 称	位 置
山形県立鶴岡乳児院	鶴岡市

(所務)

第38条の8 乳児院は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 乳児の保育及び看護に関すること
- (2) 乳児の環境衛生に関すること
- (3) 乳児の精神発達に関すること

(内部組織)

第38条の9 乳児院に庶務係及び保育担当を置く。

第4款 朝日学園

(名称及び位置)

第38条の10 山形県立児童福祉施設設置条例により置かれた朝日学園の名称及び位置は同条例の定めるところにより次のとおりである。

名 称	位 置
山形県立朝日学園	西村山郡大江町

(所務)

第38条の11 朝日学園は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 入所又は通所をしている児童の生活指導に関すること
- (2) 入所又は通所をしている児童の職業指導に関すること
- (3) 入所又は通所をしている児童の学校教育法（昭和22年法律第26号）に準拠する学校教育に関すること
（内部組織）

第38条の12 朝日学園に庶務係及び指導担当を置く。

第5款 婦人相談所

（設置）

第38条の13 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定により、山形県婦人相談所を山形市に置く。

（所務）

第38条の14 婦人相談所は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 要保護女子に関する問題の相談に関すること
- (2) 要保護女子及びその家庭に対する調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに附随する指導に関すること
- (3) 要保護女子の一時保護に関すること
- (4) 配偶者からの暴力に関する相談及び指導並びに被害者の一時保護及び情報提供等に関すること

第6款 金谷寮

（名称及び位置）

第38条の15 山形県婦人保護施設金谷寮条例（昭和39年3月県条例第15号）により置かれた金谷寮の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名 称	位 置
山形県婦人保護施設金谷寮	山形市

（所務）

第38条の16 金谷寮は、要保護女子の収容並びに独立自活に必要な指導及び援助に関する事務を処理する。

第43条中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第44条の4中「及び消費生活担当」を「、消費者行政企画担当及び消費生活相談担当」に改める。

第44条の7中「係を」を「担当を」に、

係名	を	担当名
庶務係		庶務担当

に改める。

第3章第4節を次のように改める。

第4節 文化環境部所管の出先機関

（設置）

第45条 環境の保全に関する調査、試験、研究等を行うため、山形県環境科学研究センターを村山市に置く。

（所務）

第46条 環境科学研究センターは、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 生活環境の保全のための環境監視に関すること
- (2) 自然環境、大気環境及び水環境の保全並びに化学物質による環境リスクの低減を図るための調査研究及び技術指導に関すること
- (3) 環境大気常時監視テレメーターシステムの管理に関すること
- (4) 環境の保全に関する調査研究の企画調整並びに情報の収集及び提供に関すること

（内部組織）

第47条 環境科学研究センターに次の各号に掲げる課及び部を置く。

- (1) 総務課
- (2) 環境企画部
- (3) 大気環境部
- (4) 水環境部

(5) 環境化学部

2 総務課に庶務係を置く。

第48条から第59条まで 削除

第3章第5節第2款から第9款までを次のように改める。

第2款から第9款まで 削除

第63条から第83条まで 削除

第102条中「第4条の3」を「第5条」に改める。

第127条の表中 「

電子情報技術部	
---------	--

」 を 「

電子情報技術部	情報研究科
---------	-------

」 に改める。

第146条第1項中「農業情報室」を「農業情報・経営室」に改め、同条第2項の表中「畜産経営学科」を「畜産経営学科、農産加工経営学科」に改める。

第149条中「当該課及び部に同表の中欄に掲げる科及び」を「当該課に」に改め、同条の表を次のように改める。

課・部名	係名
総務課	総務係
研究企画部	
作物資源開発部	
食の安全環境部	
農産加工開発部	

第150条第1項の表を次のように改める。

名 称	位 置
山形県農業総合研究センター園芸試験場	寒河江市
山形県農業総合研究センター水田農業試験場	鶴岡市
山形県農業総合研究センター畜産試験場	新庄市
山形県農業総合研究センター養豚試験場	酒田市

第150条第2項中「同表の支場の欄に掲げる支場並びに」を削り、同項の表を次のように改める。

試験場	組織	
	課・科名	係・担当名
山形県農業総合研究センター園芸試験場	総務課	庶務係
	バイオ育種科	
	果樹研究科	
	野菜花き研究科	
	園芸環境研究科	
山形県農業総合研究センター水田農業試験場	総務課	庶務係
	水稻研究科	
山形県農業総合研究センター畜産試験場	総務課	庶務係
	家畜改良科	
	飼養管理科	
山形県農業総合研究センター養豚試験場		庶務係、養豚研究担当

第150条第3項を削る。

第151条第2号中「農業環境研究部」を「作物資源開発部」に改め、同号中ニからリまでを削り、同条第6号中「畜産試験場養豚支場」を「養豚試験場」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第7号とし、同条第4号中「農業生産技術試験場庄内支場」を「水田農業試験場」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「農業生産技術試験場」を「園芸試験場」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 食の安全環境部

- イ 食の安全に関する試験研究及び調査に関すること
- ロ 農業環境に関する試験研究及び調査に関すること
- ハ 残留農薬分析検査に関すること
- ニ 有用菌の培養配布に関すること
- ホ 土壌、肥料等に関する試験研究及び調査に関すること
- ヘ 肥飼料検査における成分分析に関すること

(4) 農産加工開発部

- イ 農産物の加工に関する試験研究及び調査に関すること

第174条中「振興」を「振興及び森林の保全」に改める。

第175条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 森林の環境保全機能に関する試験研究及び調査に関すること

第194条第2項中「及び係」を「、係及び担当」に改め、同項の表山形県庄内保健所の項中「地域保健予防課」を「地域保健福祉課」に改める。

第199条の表中「庶務担当課室」を「庶務担当課」に、

山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること並びに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること	総務課	を
山形県情報公開・個人情報保護審査会	山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第11条及び山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること		
山形県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づく公益法人の認定等に関する事項の調査審議に関すること	総務課並びに公益法人を所管する課及び室	

山形県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第2項及び第3項並びに第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関すること	子ども家庭課及び地域福祉課	に、
山形県青少年健全育成審議会	山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること	女性青少年課	
山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること		

山形県消費生活審議会	山形県消費生活条例(平成18年3月県条例第17号)の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る重要事項を調査審議すること並びに県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要事項に関し必要と認められる事項を知事に建議すること		を
------------	---	--	---

山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること並びに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること	文書課	
----------------	---	-----	--

山形県情報公開・個人情報保護審査会	山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第11条及び山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること	
山形県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づく公益法人の認定等に関する事項の調査審議に関すること	文書課並びに公益法人を所管する課
山形県自治紛争処理委員	法第251条の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停等に関すること	市町村支援課
山形県固定資産評価審議会	地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目、固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関すること	
山形県市町村合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること	
山形県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について、知事の諮問に応じ審議すること及び当該重要事項に関し知事に意見を述べること	生活安全調整課
山形県消費生活審議会	山形県消費生活条例(平成18年3月県条例第17号)の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る重要事項を調査審議すること並びに県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要事項に関し必要と認める事項を知事に建議すること	

に、

山形県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項について、知事の諮問に応じ審議すること及び当該重要事項に関し知事に意見を述べること
------------	--

山形県総合政策審議会	県の総合的な計画の策定及び実施に関する事項並びに国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第1項及び国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定による県計画及び土地利用基本計画に関する意見の陳述、市町村計画に関する知事の助言又は勧告に関する意見の陳述並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項の調査審議並びに国土調査に関する重要事項の調査審議に関すること	政策企画課
山形県自治紛争処理委員	法第251条の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停等に関すること	市町村支援課
山形県固定資産評価審議会	地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目、固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関すること	
山形県市町村合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること	

を

山形県総合政策審議会	県の総合的な計画の策定及び実施に関する事項並びに国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第1項及び国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定による県計画及び土地利用基本計画に関する意見の陳述、市町村計画に関する知事の助言又は勧告に関する意見の陳述並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項の調査審議並びに国土調査に関する重要事項の調査審議に関すること	政策企画課
------------	--	-------

に、

学術振興課

を

学術振興課及び健康福祉企画課

に、

山形県青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること並びにこれらの事項に関し、知事及び関係行政機関に対し意見を述べること	女性青少年政策室
山形県青少年保護審議会	知事の諮問に応じ、有害興行、有害図書類、有害広告物及び有害特定がん具類の指定等について調査審議すること	

山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	
山形県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第2項及び第3項並びに第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関すること	健康福祉企画課
山形県医療審議会	医療法(昭和23年法律第205号)第71条の2第1項の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること	を
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関すること	
山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関すること	長寿社会課
山形県介護保険審査会	介護保険法(平成9年法律第123号)第183条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関すること	

山形県医療審議会	医療法(昭和23年法律第205号)第71条の2第1項の規定による医療計画に関する意見の陳述等及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関すること	健康福祉企画課
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等に関すること	
山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関すること	地域福祉課

山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事	
山形県介護保険審査会	介護保険法(平成9年法律第123号)第183条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関する事	長寿社会課

に、

山形県卸売市場審議会	卸売市場整備計画その他卸売市場に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議すること	
山形県農業共済保険審査会	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議をすること	

を

山形県農業共済保険審査会	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議をすること	
山形県卸売市場審議会	卸売市場整備計画その他卸売市場に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議すること	新農業推進課

に改める。

第200条第1項の表中

局長	局	上司の命を受けて局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	---	--------------------------------

を

局長	局	上司の命を受けて局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
子ども政策監	知事直轄の組織	上司の命を受けて知事直轄の組織の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に、

次長	部及び局	部長又は局長を補佐し、部又は局の事務を整理する。
----	------	--------------------------

を

次長	部及び局	部長又は局長を補佐し、部又は局の事務を整理する。
室長	室（課内室を除く。）	上司の命を受けて室（課内室を除く。）の事務を整理する。

に改め、同表危機管理員の

項中「部」を「部（知事直轄の組織を含む。）」に改め、同表中

参事	健康福祉部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。
室長	室及び課内室	上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

を

参事	健康福祉部及び土木部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。
----	------------	---------------------

に、

課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	---	--------------------------------

を

課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
室長	課内室	上司の命を受けて課内室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に、

「女性青少年政策室及び課内室」を「課内室」に改め、同表室長補佐の項職務の欄中「室の」を

「課内室の」に改め、同条第2項中「室（課内室を含む。）」を「課内室」に改め、同項の表専門検査員の項を削り、

同条第3項の表中主任巡視の項を削り、「主任電気技術員」を「技士長」に改め、主任ボイラー技士

の項を削り、

電話交換手	上司の命を受けて電話交換業務に従事する。
技士長	上司の命を受けて物の製作及び加工並びに機器等の製作、保守、修理等の業務並びに当該業務従事職員の指導業務に従事する。

を

「電話交換手 上司の命を受けて電話交換業務に従事する。」に改め、主任技術手の項、

技術手の項及び業務員の項を削る。

第201条第1項の表中学長の項、館長の項及び支場長の項を削り、同表副所長の項出先機関の組織の欄中「職員育成センター」を「福祉相談センター、職員育成センター」に改め、「福祉相談センター」を削り、同表次長の項出先機関の組織の欄中「自動車税事務所」を「庄内児童相談所、自動車税事務所」に改め、「庄内児童相談所」を削り、同表中副学長の項、副館長の項及び副支場長の項を削り、同表科長の項出先機関の組織の欄中「農業総合研究センター」を「農業総合研究センターの試験場」に改め、同表中学科長の項及び研究科長の項を削り、同表事務局長の項出先機関の組織の欄中「米沢女子短期大学、保健医療大学、」を削り、同表事務局次長項出先機関の組織の欄中「米沢女子短期大学、保健医療大学及び」を削り、同表中学生部長の項及び図書館長の項を削り、同表課長補佐の項出先機関の組織の欄中「及び福祉相談センターの地域指導課」を削り、同条第2項の表中主任教授の項を削り、同表教授の項出先機関の組織の欄中「米沢女子短期大学及び保健医療大学に置くものにあつては学芸の教授

研究業務に従事し、米沢女子短期大学及び保健医療大学以外の出先機関に置くものにあつては」を削り、同表准教授及び助教の項中「及び助教」及び「米沢女子短期大学及び保健医療大学に置くものにあつては学芸の教授研究業務に従事し、米沢女子短期大学及び保健医療大学以外の出先機関に置くものにあつては」を削り、

講師	米沢女子短期大学及び保健医療大学に置くものにあつては学芸の教授研究業務に従事し、米沢女子短期大学及び保健医療大学以外の出先機関に置くものにあつては上司の命を受けて担当する指導業務に従事する。
----	---

を

主任講師	上司の命を受けて担当する指導業務を処理する。
------	------------------------

に改め、同表中助手の項、

司書の項、保育長の項、主任ホール技師の項、ホール技師の項、主任専門相談員の項、専門相談員の項、主任相談員の項、相談員の項、主任衛生検査技師の項、衛生検査技師の項、副総看護師長の項、主任精神保健福祉相談員の項、精神保健福祉相談員の項、主任医療相談員の項、医療相談員の項、主任歯科衛生士の項、歯科衛生士の項、主任歯科技工士の項、歯科技工士の項、教務主任の項、病害虫発生予察員の項、専門水産業普及指導員の項、水産業普及指導員の項、主任専門航海士の項、副機関長の項、通信長の項及び副長の項を削り、同条第3項の表中ホール技師の項、主任農林業務員の項、船長の項、機関長の項、機関士の項、甲板員の項、司厨員の項、管理員の項及び技士長の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（固定資産評価職員の身分を証明する証票に関する規則の一部改正）

2 固定資産評価職員の身分を証明する証票に関する規則（昭和27年7月県規則第44号）の一部を次のように改正する。

本則中「山形県総務部市町村課」を「山形県総務部市町村支援課」に改める。

（山形県公報発行規則の一部改正）

3 山形県公報発行規則（昭和37年2月県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「総務部総務課長（以下「総務課長」を「総務部文書課長（以下「文書課長」に改め、同条第2項中「総務課長」を「文書課長」に改める。

第9条中「総務部総務課」を「総務部文書課」に、「行なう」を「行う」に、「総務課長」を「文書課長」に改める。

第10条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に、「総務課長」を「文書課長」に改め、同条第2項中「総務課長」を「文書課長」に、「みずから」を「自ら」に改める。

別記様式第1号中	総務部総務課受理	を	総務部文書課受理	に改める。
----------	----------	---	----------	-------

（山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場種苗配布規則の一部改正）

4 山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場種苗配布規則（昭和42年3月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県農業総合研究センター園芸試験場種苗配布規則

第1条中「山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場」を「山形県農業総合研究センター園芸試験場」に改める。

別記様式中「山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場長」を「山形県農業総合研究センター園芸試験場長」に、「山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場種苗配布規則」を「山形県農業総合研究センター園芸試験場種苗配布規則」に改める。

（山形県卸売市場条例施行規則の一部改正）

5 山形県卸売市場条例施行規則（昭和46年12月県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第17条第6項中「農林水産部農政企画課」を「農林水産部新農業推進課」に改める。

（山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正）

- 6 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。
第4条を削り、第5条を第4条とする。
（山形県種畜等配布規則の一部改正）
- 7 山形県種畜等配布規則（平成7年1月県規則第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「同畜産試験場養豚支場」を「同養豚試験場」に改める。
別記様式中「山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場長」を「山形県農業総合研究センター養豚試験場長」に改める。
（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）
- 8 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。
第6条及び第7条第3項中「文化環境部県民文化課」を「文化環境部文化振興課」に改める。
（山形県公益認定等審議会規則の一部改正）
- 9 山形県公益認定等審議会規則（平成20年3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。
第2条中「又は室及び総務部総務課」を「及び総務部文書課」に改める。
（山形県公立大学法人評価委員会規則の一部改正）
- 10 山形県公立大学法人評価委員会規則（平成20年10月県規則第87号）の一部を次のように改正する。
第2条中「において」を「及び健康福祉部健康福祉企画課において」に改める。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号中「文化環境部県民文化課」を「文化環境部文化振興課」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

(12) 商工労働観光部産業政策課において処理する貸金業者に対する立入検査及び指導に関する事務

(13) 商工労働観光部雇用労政課において処理する生活及び就労に係る相談に関する事務

別表第4項を削り、同表第5項中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第6項中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、同項を同表第5項とし、同表第7項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改め、同項を同表第6項とし、同表第8項中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改め、同項を同表第7項とし、同表第9項中「第2条第9号」を「第2条第8号」に改め、同項を同表第8項とし、同表第10項中「第2条第10号」を「第2条第9号」に改め、同項を同表第9項とし、同表第11項中「第2条第11号」を「第2条第10号」に改め、同項を同表第10項とし、同表第12項中「第2条第12号」を「第2条第11号」に改め、同項を同表第11項とし、同表に次の2項を加える。

12 第2条第12号の事務

地 域 の 区 分	駐 在 場 所
鶴岡市、酒田市、東田川郡及び飽海郡	東田川郡三川町大字横山字袖東19番地の1

13 第2条第13号の事務

地 域 の 区 分	駐 在 場 所
県内全域	山形市双葉町一丁目2番3号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第35号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第15条第2号中へをちとし、ホをトとし、二をへとし、ハをホとし、口をことし、イの次に次のように加える。

口 第20条及び第21条（第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の停止に関すること

ハ 第22条（第26条の5において準用する場合を含む。）の規定による被災状況の認定に関すること

附則第2項中「附則第6条第1項」を「附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項」に、「第18条の2」を「第20条」に改める。

別表中農業総合研究センター農業生産技術試験場長の項及び農業総合研究センター畜産試験場長及び農業総合研究センター畜産試験場養豚支場長の項を次のように改める。

<p>農業総合研究センター園芸試験場長</p>	<p>1 山形県農業総合研究センター園芸試験場種苗配布規則に基づく次の事項</p> <p>(1) 第5条及び第7条の規定による種苗の配布に関すること</p> <p>(2) 第6条の規定による種苗の価格の決定及び代金の徴収に関すること</p>
<p>農業総合研究センター畜産試験場長及び農業総合研究センター養豚試験場長</p>	<p>1 山形県種畜等配布規則に基づく次の事項</p> <p>(1) 第3条、第4条及び第6条の規定による種苗等の配布に関すること</p> <p>(2) 第7条の規定による種苗等の代金の徴収に関すること</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第36号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「及び支所長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第37号

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「、副所長、支所長及び副支所長」を「及び副所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成21年 4月 1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県考査規程の一部改正)

第1条 山形県考査規程(昭和26年11月県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中及び第11条第3項中「部、局長」を「部長、局長、子ども政策監、危機管理監」に改める。

(山形県法令審査会規程の一部改正)

第2条 山形県法令審査会規程(昭和30年11月県訓令第45号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第11条中「総務部総務課」を「総務部文書課」に改める。

(山形県職員審査会規程の一部改正)

第3条 山形県職員審査会規程(昭和31年6月県訓令第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「各部長」を「各部長、子ども政策監」に改める。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 山形県職員被服貸与規程(昭和38年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

総務課の項、米沢女子短期大学の項、県民会館の項、消費生活センターの項及び保健医療大学の項を削り、同表農業総合研究センターの項中「畜産試験場の」を「畜産試験場及び養豚試験場の」に改め、「(養豚支場を除く。)」を削り、「畜産試験場養豚支場」を「養豚試験場」に改め、同表総合支庁の項中「及び福祉課」を「福祉課及び

地域保健福祉課」に、
「水産課総務係、振興普及担当及び漁業調整担当の事務職員」を「水産課の事務職員」に改める。

(山形県官報報告規程の一部改正)

第5条 山形県官報報告規程(昭和39年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「総務部総務課長」を「総務部文書課長」に改める。

別表掲載事項の欄第5項第2号中「局長」を「局長、子ども政策監」に改め、同表主務課の欄中「総務部総務課」を「総務部文書課」に改める。

(山形県行政の管理改善に関する規程の一部改正)

第6条 山形県行政の管理改善に関する規程(昭和42年6月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

別表中 「総務部 総務課長、人事課長、財政課長、管財課長、税政課長
政策推進部 政策企画課長、情報企画課長、統計企画課長」を

「子ども政策室 子育て支援課長
総務部 人事課長、行政改革課長、財政課長、文書課長、管財課長、税政課長」に、「県民文化課
総務部 総合政策室 政策企画課長、情報企画課長、統計企画課長」を「文化振興課長」に改める。

(農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正)

第7条 農村地域工業等導入推進協議会規程(昭和46年11月県訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「各部長」を「各部長、子ども政策監」に改める。

別表第1中「農政企画課長」を「経営安定対策課長」に改める。

別表第2中「総合防災課長、市町村支援課長」を「市町村支援課長、総合防災課長」に改める。

(山形県建設工事検査規程の一部改正)

第8条 山形県建設工事検査規程(昭和55年4月県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「関係部局長」を「関係部局長(子ども政策監を含む。)」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第9条 職員の勤務時間に関する規程(昭和55年11月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「文化環境部県民文化課」を「文化環境部文化振興課」に改める。

(山形県総合政策審議会事務局規程の一部改正)

第10条 山形県総合政策審議会事務局規程(平成13年4月県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「政策推進部長」を「総務部総合政策室長」に改め、同条第3項中「関係部長」を「関係部長、子ども政策監」に改める。

(山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第11条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成14年8月県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「政策推進部長」を「総務部長」に改める。

第4条第1項中「政策推進部市町村支援課長」を「総務部市町村支援課長」に改める。

(山形県職員倫理規程の一部改正)

第12条 山形県職員倫理規程(平成19年10月県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「部長」を「部長(子ども政策監を含む。以下同じ。)」に改める。

(山形県業務管理規程の一部改正)

第13条 山形県業務管理規程(平成20年8月県訓令第28号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第5条中「及び女性青少年政策室長」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、休憩時間並びに休息时间」を「及び休息时间」に改め、「及び第3項」を削り、同項第1号口中「午後零時15分」を「正午」に改め、同号八を削り、同項第2号口及び第3号口中「及び休息时间」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「文化環境部県民文化課」を「文化環境部文化振興課」に改め、「、県民会館」を削り、同項を同条第2項とする。

第11条第1項の表以外の部分中「又は学校職員条例」及び「及び第19条」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び第31条」を削り、同項の表中「(大学職員勤務時間等規程において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」及び「又は学校職員条例」を削り、同条第5項中「、学校職員条例」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び女性青少年政策室長(以下「本庁の課長」という。)」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第4条第1項中「部長」を「部長、子ども政策監」に改める。

第7条第2項中「及び女性青少年政策室」を削る。

第10条第5項中「、女性青少年政策室」を削る。

第36条中「総務部総務課長」を「人事課長」に改める。

別表第2中 「総務部長、次長及び総務部付の職員 人事課長」を

子ども政策監、子ども政策室長	子育て支援課長	に改め、
総務部長、次長及び総務部付の職員	人事課長	
総務部総合政策室長	政策企画課長	

「政策推進部長、次長及び政策推進部付の職員 政策企画課長」を削り、「県民文化課長」を「文化振興

課長」に改める。

別表第3第1項の表中

衛生研究所	専ら病理細菌検査に従事する職員	を
保健医療大学	大学院保健医療学研究科の授業を常時担当する教授、准教授及び講師	
福祉相談センター及び庄内児童相談所	一時保護の業務に従事することを常例とする職員	
朝日学園	児童と起居をともにする児童自立支援専門員	

福祉相談センター及び庄内児童相談所	一時保護の業務に従事することを常例とする職員	に、
朝日学園	教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	
衛生研究所	専ら病理細菌検査に従事する職員	

「ダム管理業務に従事する職員」を

専ら家畜保健衛生業務に従事する職員	に改め、同別表第2項の表を次のように改める。
ダム管理業務に従事する職員	

る。

勤務箇所	職員
総合療育訓練センター	通所児童等の送迎業務に従事することを常例とする 自動車運転技士
総合支庁	ダム管理業務に従事する職員

別表第4第1項中「、県民会館」を削り、同表第2項中「、米沢女子短期大学」及び「、保健医療大学」を削る。
別記様式第13号の3注書第3項第1号二中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第10号

中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程(昭和56年4月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。
別表第1山形県固定資産評価審議会の項中

「
政策推進部長
」

を

「
総務部長
」

に改め、同表山形県交通安全対策会議の項中

「
総務部長
危機管理監
政策推進部長
」

を

「
子ども政策監
総務部長
危機管理監
」

に、

「
総務部総務課広報室長
総務部危機管理室の生活安全調整課の課長及び地域
安全対策主幹並びに総合防災課長
政策推進部市町村支援課長
健康福祉部の健康福祉企画課長、長寿社会課長、児
童家庭課長及び障がい福祉課長
」

を

「
子ども政策室子育て支援課長
総務部秘書広報課広報室長
総務部市町村支援課長
総務部危機管理室の生活安全調整課の課長及び地域
安全対策主幹並びに総合防災課長
健康福祉部の健康福祉企画課長、長寿社会課長及び
障がい福祉課長
」

に改め、同表山形県国民保護協議会の項及び山形県防災

会議の項中	「 各部長 子ども政策監 各部の主幹課長 子ども政策室子育て支援課長 総務部危機管理室の生活安全調整課長及び総合防災課長 総務部危機管理室の生活安全調整課長及び総合防災課長 文化環境部文化振興課長 各部長 各部長 子ども政策監 各部の主幹課長 総務部行政経営改革課長 総務部危機管理室生活安全調整課長 各部の主幹課長 子ども政策室子育て支援課長 総務部危機管理室生活安全調整課長 総務部総合政策室政策企画課長	を に、 を に改め、同表山形県石油コンビナート等防災本部の項中 を に改め、同表山形県総合政策審議会の項中 を に、 を に改め、同表山形県青少年問題協議会の項を削り、同
-------	--	---

表山形県職業能力開発審議会の項充てる職の欄中「政策推進部政策企画課長」を「総務部総合政策室政策企画課長」に改め、同表山形県農業共済保険審査会の項充てる職の欄中「室長補佐」を「室長補佐（総務を担当するもの及び農業団体指導を担当するものに限る。）」に改め、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「課長補佐」を「副主幹、課長補佐」に改め、「並びに河川管理及び災害情報の業務を担当するもの」を削り、「河川管理・災害情報専門員」を「河川管理・災害情報主査」に改める。

別表第2 総合支庁の項充てる職の欄中「及び福祉課」を「福祉課及び地域保健福祉課」に、「及び福祉主査」を「福祉主査及び生活福祉支援専門員」に改め、村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

農業総合研究センター農業生産技術試験場総務課長	を
農業総合研究センター農業生産技術試験場総務主査	
農業総合研究センター農業生産技術試験場副主任	

農業総合研究センター園芸試験場総務課長			に改め、同表中
農業総合研究センター園芸試験場総務主査			
農業総合研究センター園芸試験場副主任			
金谷寮	寮長	福祉相談センター所長	を
金谷寮	寮長	福祉相談センター所長	に改め、同表知的障がい者
消費生活センター	庶務係長	総務部危機管理室生活安全調整課総務主査	
	主査	総務部危機管理室生活安全調整課主査(庶務を担当するものに限る。)	
更生相談所の項中	庄内児童相談所次長		を
庄内児童相談所地域指導主幹			に改め、同表中
農業総合研究センター畜産試験場養豚支場			を
農業総合研究センター養豚試験場			に改め、同表病虫害防除所の項中
農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場総務課長			を
農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場庶務係長			
農業総合研究センター水田農業試験場総務課長			に改める。
農業総合研究センター水田農業試験場庶務係長			

別表第3章庄内保健所の項総合支庁の組織の欄中「地域保健予防課」を「地域保健福祉課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第11号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令

山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

係長級研修	係長及びこれに相当する職にある者	を
-------	------------------	---

係長級昇任候補者研修	係長及びこれに相当する職に昇任させる候補にある者並びに受講が特に必要と認められる者	に改める。
------------	---	-------

第6条の2第2項中「係長級研修」を「係長級昇任候補者研修」に、「部長」を「部長、子ども政策監」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日から平成22年3月31日までの間における改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項の表中

係長級昇任候補者研修	係長及びこれに相当する職に昇任させる候補にある者並びに受講が特に必要と認められる者	とあるのは、
------------	---	--------

係長級昇任候補者研修	係長及びこれに相当する職に昇任させる候補にある者並びに受講が特に必要と認められる者	とする。
係長級研修	係長及びこれに相当する職にある者	

3 改正前の第6条第2項及び前項の規定による係長級研修を修了した者は、改正後の第6条の2第2項の規定の適用については、同項の規定による係長級昇任候補者研修を修了した者とみなす。

告 示

山形県告示第340号

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程

（山形県家畜人工授精講習会等規程の一部改正）

第1条 山形県家畜人工授精講習会等規程（昭和25年12月県告示第518号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「エコ農業推進課畜産室長」を「畜産課長」に改める。

（と畜場法施行規則の規定による検印のと畜場番号の指定の一部改正）

第2条 昭和57年2月県告示第214号（と畜場法施行規則の規定による検印のと畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。

山形県農業総合研究センター畜産試験場養豚支場簡易と畜場	を	山形県農業総合研究センター養豚試験場簡易と畜場	に改める。
-----------------------------	---	-------------------------	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成21年4月1日印刷
平成21年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056